○内閣府告示第九十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百二十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　熊谷市及び埼玉県比企郡滑川町

二　地域再生計画の名称　環境に配慮した都市づくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　熊谷市及び埼玉県比企郡滑川町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百二十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県、金沢市及びかほく市並びに石川県河北郡津幡町及び内灘町

二　地域再生計画の名称　森と里と町をつなぐみちづくりによる金沢北部地域活性化計画

三　地域再生計画の区域の範囲　金沢市及びかほく市並びに石川県河北郡津幡町及び内灘町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第九十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　石川県及び白山市

二　地域再生計画の名称　白山から日本海まで交流・連携・協働による活力あるまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　白山市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第九十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第九十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井県及び大野市

二　地域再生計画の名称　越前おおの自然・城下町の交流基盤整備推進計画

三　地域再生計画の区域の範囲　大野市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百三十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井県及び鯖江市

二　地域再生計画の名称　ＳＡＢＡＥブランドの創造による都会にはない鯖江ならではのまちづくり計画

三　地域再生計画の区域の範囲　鯖江市の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百七十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市

二　地域再生計画の名称　やまなし中北部エリア地域再生計画

三　地域再生計画の区域の範囲　甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市並びに山梨県中巨摩郡昭和町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び長野県下伊那郡阿南町

二　地域再生計画の名称　阿南町「魅力あふれる交流のまちづくり」計画

三　地域再生計画の区域の範囲　長野県下伊那郡阿南町の全域

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第百三十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岐阜県、関市及び郡上市

二　地域再生計画の名称　人と自然が調和した交流文化のまちづくり

三　地域再生計画の区域の範囲　郡上市の全域及び関市の区域の一部（板取地区及び洞戸地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第百四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百二十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十五年四月二十六日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三